

議案第 31 号

松阪市行政手続条例の一部改正について

松阪市行政手続条例（平成 17 年松阪市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

平成 28 年 2 月 18 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市行政手続条例の一部を改正する条例

松阪市行政手続条例（平成 17 年松阪市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 10 号中「第 3 章」を「審査請求、再調査の請求その他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分の手続又は第 3 章」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。